D　次の算式によって算定した額

算式

ｄ／0.02×0.02－ｄ／0.02×0.01

ｄ／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｄ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第４項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車又は同法附則第12条の２の４第３項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車について、同法附則第12条の２の２第４項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第３項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

E　次の算式によって算定した額

算式

ｅ／0.02×0.02－ｅ／0.02×0.01

ｅ／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｅ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第６項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車又は同法附則第12条の２の４第４項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車について、同法附則第12条の２の２第６項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第４項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

F　次の算式によって算定した額

算式

ｆ／0.02×0.02－ｆ／0.02×0.01

ｆ／0.02×0.01に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｆ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車又は同法附則第12条の２の４第５項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の軽自動車について、同法附則第12条の２の２第８項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第５項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該市町村の属する都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額